

## 国立大学教育研究評価委員会（第1回）議事録

1 日 時 平成16年度9月3日（金）17時00分～19時00分

2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室

3 出席者

（委員） 内田委員，岡田（修）委員，岡田（益）委員，小野田委員，北原委員，木村委員，齋藤委員，島田委員，示村委員，白幡委員，鈴木（清）委員，館委員，丹保委員，中川委員，中村委員，二宮委員，マルクス委員，本庶委員，森委員

（事務局） 木村機構長，荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，寺西特任教授，馬場評価事業部長，丸山評価第3課長 他

4 議 事

（1）国立大学教育研究評価委員会の開催にあたり，機構長から挨拶があった。

（2）委員長及び副委員長選出

互選により，委員長に丹保委員，副委員長に北原委員が選出された。

（3）独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（案）等について原案のとおり決定された。

（：委員，：事務局）

委員長 それでは，早速会議に入らせていただきます。まず最初は，会議の公開についてですが，まず機構の方からご説明をいただきたいと思います。

それでは，会議の公開の関係につきましてご説明申し上げたいと思います。本委員会の組織，運営に関しましては，資料3の委員会規則におきまして規定されているところですが，その他委員会の運営に関する必要な事項は，その第6条に基づき委員会が定めるということになっております。本日はこの委員会の会議の公開に関する取り扱いについてお諮りしたいと考えております。

機構におきましては，このような委員会を開催する際には，従来からオープンな形でということを進めてきております。本日ご説明させていただく資料の内容は，文部科学省等における審議会の公開の例も参考にしながら，その考え方につきましては基本的に踏襲させていただいておりますので，ご理解いただきたいと思います。

まず資料4，1の趣旨ですが，この会議の開催に関して，必要な事項はこの申し合わせのとおりということにしております。2が会議の公開として，原則としては公開をするという取り扱いにしたいと思います。ただし，2の一として，具体的評価に関わる審議等，公にすることにより問題が生じる恐れがあると委員長が判断した場合，また二といたしまして，その他必要と認める場合には，非公開という取り扱いができるということになっております。また，3が会議の傍聴についてですが，傍聴を希望する者は，本

委員会の事務局を務めております機構の評価第3課に、あらかじめ申し出て許可を得るということにさせていただきたいと思っております。また、傍聴人は当面、資料の一から六に掲げられたマスコミその他の者、各委員の随行者等も含まれるわけですが、このようにしてはいかかかと考えております。4として、委員長の許可なく会議の開始後の入場、あるいは会議の撮影、録画、録音はご遠慮願うこと。5として、これらのほか会議の進行を妨げる行為をしてはならないということ、6が会議資料の公開の取り扱いですが、委員会の会議資料も原則公開とすることとしております。ただし、公にすることにより、率直な意見交換、あるいは意思決定の中立性が不当に損なわれるような恐れがある場合または国立大学法人等の間に混乱を生じさせる恐れがあると委員長が判断した場合には、非公開とすることとしております。7が議事録の取り扱いですが、本委員会の議事は、議事録として原則公開とすることとしております。しかし、先程の会議資料の公開と同様の趣旨で、率直な意見交換、あるいは国立大学法人等に混乱を生じさせる恐れがある部分については、非公開という取り扱いができるようにしております。

以上、本委員会の会議の公開の取り扱いについて、ご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

委員長 只今説明をしてもらいましたようなことで、本委員会は原則公開にしたいということで基本的にはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。文章の中に委員長が判断をする場合というのがございましたが、これは是非先生方のご意見をいただいてきちんと決めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、原案をお認めいただいたことにいたしまして次へまいりたいと思っておりますがご発言をどうぞ。

議事録の公開のところで、個々の委員の発言については、委員名まで入れたような形での公開となるのでしょうか。

委員名は表に出さないということで取り扱いをさせていただきたいと考えています。

この案の第3項の会議の傍聴者をかなり限定しているという点、この根拠はどういうことでありましょか。

ご説明申し上げます。会議は、原則としてこのような会議室を使うことになるかと思っておりますがその場合、基本的にはスペースも限られているということ、大勢の人たちがオープンで来られるということになりますとかなりの混乱を生じること、事務的な混乱も予想されますので、そういった意味からも、国民一般の代表としてマスコミを中心とした方々に限定をさせていただきご提案をさせていただいた次第です。

委員長 基本的にはこれでいきたいと思っております。

次の議題にいてよろしいでしょうか。では、次へまいります。国立大学法人評価制度についてご説明をお願いいたします。

私どもは2000年の発足以来3回にわたって、最初の2回は国立大学及び大学共同利用機関、最後はそれに公立大学も加わって試行的評価を行ってまいりました。この間、非常に色々な経験、あるいはノウハウが蓄積されました。また、この試行的評価で行われた評価の検証という作業が別途機構の中に、外部からも委員に加わっていただき、作

業を進めております。この結果は近々中間まとめということで公表できると思っております。議論を進めていく過程で皆さんにお示しし、ご参考にいただければと思っております。

私どもが試行的評価期間において説明する際に、やはりこれからは評価結果を自分たちのこれからの活動に活かして、それで新しい活動方針、活動計画を立てていく、これを評価文化と私どもは言いますが、そういう定着を図るということを目指して進めてまいりました。これからはそういった評価文化を、さらに展開していく時代に突入したのではないかと考えております。

この委員会は、国立大学法人の教育研究評価についてご審議いただくわけでございます。その制度に関しましては、お手元の資料5にありますますがそこにまとめておりますように、国立大学法人、あるいは大学共同利用機関法人が対象となりまして、文部科学省におかれまして国立大学法人評価委員会の評価を受けるというのがこの制度の骨子でございます。

この国立大学法人の評価制度の目的というのはその下に列挙してあり、第1は、当然ながら質的な向上を促進するという意味であり、第2がいわゆる、アカウンタビリティ、社会への説明を国立大学、あるいは大学共同利用機関が、どういう活動をして、どのような成果があったかということを中心にきちんと社会に説明するということです。それから、第3が国立大学法人、あるいは大学共同利用機関法人の中期目標、中期計画の評価をし、その結果を次の目標・計画の内容に反映させるということです。また、当然その中期目標期間における運営費交付金の算定にもこの結果を反映させていく、そうしたことが大きな目的でございます。

私どもの機構、あるいはこの委員会（国立大学教育研究評価委員会）と、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会との関係に関しましては、まず国立大学法人評価委員会は国立大学法人、あるいは共同利用機関法人の中期目標期間における達成状況を評価するということです。その際、私どもは国立大学法人評価委員会から、教育と研究の状況について要請を受けてその評価を行います。そして、我々の評価結果を尊重して、国立大学法人評価委員会では中期目標期間における業務全体を総合的に評価することになります。

2枚目をめくっていただきますと、機構では先程申し上げましたように、この国立大学法人評価とは別に、もう一つ認証評価という作業があります。この2つの大きな特徴としては、国立大学法人評価というのは、基本的には、国立大学法人、あるいは共同利用機関法人の教育研究の評価というのが目的です。一方、認証評価は、基本的には大学の質の保証に関わる評価ということで、特に大学に関係するところでは機関別第三者評価、これは対象としては国立大学に限るわけではございませんが、このような機関別第三者評価と、それから現在最も話題になっている法科大学院などの専門職大学院の専門分野別第三者評価などがございます。この2つはどういう関係なのか。この辺がおそらくこれから方法を考える、あるいは評価の体制を考える上で色々な影響があると思しますので、非常に簡単にまとめさせていただいたのが、その下でございます。すなわち国立大学法人評価というのは、要するに国立大学法人が設定している教育研究活動の中期目標に対する業績評価という性格を持つわけでございます。さらにもう一つは、いわゆるアカウンタビリティ、要するに公共的な機関として大学が社会に対してそこで得ら

れた成果等に対する説明責任を果たすということです。

それから、私ども機構としては、国立大学法人評価委員会の要請を受けて教育研究についての評価を行うという、この3点が特徴かと思えます。

一方、大学機関別認証評価、これはどういう性質のものかといいますと、第1がおそらく複数の認証評価機関ができるということになっておりますが、機構もその1つになるわけでございます。これらの機関が自ら定める評価基準に基づいて大学を定期的に評価して、その大学の教育研究活動等の質を保証するというのがこの認証評価の目的です。当然その評価結果は各大学にフィードバックし、それぞれの大学の改善に役立てていただくということが第2点でございます。第3点は、そういう状況を明らかにして、これを社会に分かり易く説明し、さらに国民の理解と支持を得られるような支援を促進していく、これが認証評価の目的です。

その下の参考というところにこの2つの関係、あるいはそれをどう考えるかということとをまとめております。内容の一部は先程資料でご紹介しましたが、昨年8月15日付で、今後の私ども機構の評価事業の在り方に関する検討会議において、中間まとめという形で今後の在り方についてまとめていただきました中から、エッセンスを抽出したものでございます。すなわちこの中間まとめに記述されている内容の、特に法人評価と認証評価の関係だけをまとめてみますと、今申し上げましたように国立大学法人評価と認証評価というのは、基本的には基礎となる法律が異なるものでございます。一方は国立大学法人法であり一方は学校教育法というように、基礎となる法律が異なりますので、基本的にはそれぞれ個別のものであるわけです。ですが、だからといって全く別々にこれを実行したら、これはおそらく評価する側もされる側も大変な労苦となりますので、例えばそういうものをどのように考えたら良いのだろうかということも議論してまとめていただいたものでございます。要するに今まで私ども機構で蓄積されました特に試行段階における評価、あるいはそれに関連して蓄積されたノウハウなどを活かしながら、今後の評価に反映させていくことを基本とすべきであろうということが第1点でございます。

それから、先程の繰り返しになりますが、国立大学法人においては、中期目標・中期計画の達成状況の評価があるわけですが、国立大学側から見ますと、おそらく同時にこの機構の機関別認証評価を受けたいというご希望が出てくるのが当然考えられます。そういうことから考えると、確かに異なる法律を基礎として立っておりますが、やはり大学の負担軽減、あるいは大学を評価する側の負担も含めて、この両者の評価において、手続を共通化する、あるいは実際の色々な作業をできるだけ工夫する必要があるだろうということが、まとめられています。

以上のことを念頭に置きながら、この国立大学法人評価に関して今後どういう方向でいくべきか、あるいはどのような体制が必要なのかということをご議論いただければと思います。認証評価の方でも別途このような評価委員会が進んでおりますので、それとの摺り合わせなど、そういった作業も当然起こりますが、以上のような状況であるということをご理解いただければ幸いです。

次のページの参考というのは、只今申し上げました法律的な根拠や目的などをまとめて、両方を比較できるような資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと

思いますのでよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。いささかややこしいところがありますが、どうぞご質問をいただきたいと思ひます。まず我々が求められているのは、国立大学法人評価であるということを確認してから次に行きたいと思ひます。

この2つの評価をもし英語で言い分けたらどのように言えば良いですか。認証評価の方は何とか使いなれた言葉があるのですが、国立大学法人評価の方はどのように言うのでしょうか。

英語での言い分けですが、私どもも非常に困っておりまして、まず認証評価なる言葉をどう英語に訳すかということについては、私自身も色々考えているのですが、まだこれだということに行き当たっておりません。

英語の言い分けはもうしばらくご勘弁いただくことにして、国際的な環境を申し上げたいと思ひます。今先進諸国で大学の質保証という動きが非常に盛んになっております。現状では、日本の大学の情報というものは世界に向かってほとんど出ていないということです。ご承知かと思ひますが、一部の機関が留学生向けに英文で簡単なものを出しております。しかし、あれでは全然情報になっていないということで、私もユネスコ、それからOECDの会議、その他に出席する度に何かできないかということの世界の人から言われております。

私ども機構としては、試行的評価の結果をなるべく早く英文にまとめて発信したいと考えております。

この委員会で検討を行う評価は、大学の教育研究の質の向上に関する事項ということは随分理解したつもりですが、国立大学法人法の第三十条の二項の二号から五号というのは、認証評価機関が評価を行うことになるのでしょうか。また、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の第十六条によれば、機構が行うのは第二項で示されているとおり、前項第一号の評価の実施の要請があった場合、第一号の評価を行うこととなります。そこには第一号で「大学等の教育研究活動等の状況」とありますが、この「等」というのは一体何をイメージしているのでしょうか。

質問の理由は、やはり教育研究の質の向上を評価する場合には、どうしても先程の三十条二項二号以下の部分が少し関係してくるのではないかという気がするものですから、自分たちの評価の領域を確認する意味からご質問申し上げたいと思ひます。

国立大学法人法第三十条の二項についてですが、機構としては第一号の部分の評価を要請されるわけですが、法人全体としては第一号から第五号までを含めて国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっております。言い換えれば、第二項の二号から第五号については、機構は直接評価には関わらないということになります。それから、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第十六条の機構の業務の範囲ですが、第一項の第一号については、認証評価を含めてのものでございます。この教育研究活動等の「等」は、大学においては教育研究活動だけではなくて、それを支援する活動を色々行っておりますので、それを含め大学の機能全体を見ていくということになるかと思ひます。

イメージとして資料6をご覧くださいたいと存じます。この委員会では、国立大学法人の中期目標・中期計画の達成状況についての評価、その内の教育研究に係わる部分についてご検討をお願い申し上げるわけですが、この4月からスタートいたしました国立

大学法人，大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画の記載事項について，参考としてお示ししているのが資料6であります。資料の左側に国立大学法人の項目がございますが， のところ，大学の教育研究等の質の向上に関する目標，教育・研究，またそれに関連する社会連携，国際交流等に関する目標，この部分を中心として，この委員会で文部科学省の委員会の要請に基づいて評価に係る審議をいただくこととなります。その他の ， ， ， については，この委員会の対象から除かれることとなります。そういう意味で， を黒枠で囲ってございます。2ページ目以降には，各国立大学法人，大学共同利用機関法人の具体的な記載項目の例についてブレイクダウンをしたものが掲載しておりますが，各法人ともおおむね20ページ程の中期計画の記載をしております。それに関する達成度の状況について の部分を中心に評価をいただくこととなります。当面はその枠組みについてご議論，ご検討いただくということでご理解いただければと思っております。

委員長 研究教育のピアレビューに近い部分が，この委員会の主たる仕事であると思っております。まだ完全にでき上がっていない仕事ですから，歩きながら少しずつ固めていくということもあるかと思っておりますので，どうぞよろしくお願いたします。

それでは，次は検討事項についてです。評価制度の話を終わりまして，具体的に何をするのかということですが，そのとっかかりの部分につきまして，事務局から説明願いたします。

検討事項についてご審議いただく前にご参考として幾つかご説明させていただきます。まず先程も簡単にご説明申し上げましたが，新たな評価制度であります認証評価，あるいは国立大学法人評価の実施を目前に踏まえまして，本機構の評価事業の今後の在り方を検討するために設置された検討会議が，昨年8月にまとめた中間まとめでございます。この中に，法人評価について幾つかの方向性が提言されておりますのでご紹介させていただきます。

第三章といたしまして，国立大学法人の評価としてまとめております。基本的考え方等ということで，基本的には文部科学省の委員会から要請を受け，それについて評価を行うこととなっており，その結果については，文部科学省の委員会では十分考慮して，全体の総合的な評価を行うという枠組みになっています。それから，「2 評価の実施方法等」とありますが，このような法律の趣旨を踏まえまして，国立大学法人評価における機構の評価は，教育研究に係る中期目標・中期計画の達成状況について実施するということになっております。

それから，中期目標・中期計画の達成状況の評価は，法人化が平成16年度から全大学一斉になされ，6年間の中期目標・中期計画が設定されたこと，あるいはその評価の結果を次の中期目標・中期計画の内容に反映させること，また，運営費交付金等の算定にも反映させることが予定されていることなどから，全学一斉に実施する方向で検討が必要であろうということが提案されております。また，一斉に実施することにより膨大な評価作業をこなす必要が生じるということについては，各大学における評価作業の負担の軽減を図るためにも，評価内容や手法について，現行の評価を基本的に活かしつつも，機構で行ってまいりました過去3年間の試行的評価の経験を活かしつつ評価

項目等の精選，データ等の活用，評価結果のまとめ方の工夫，評価を実際にご担当いただきます組織の編成などを工夫することなどにより，評価自体の重点化，あるいは簡素化を図ることが必要であるということを提案されております。

それから，評価の実施プロセスをはじめ具体的な評価方法については，国立大学法人評価委員会における検討状況も見極めつつ検討が必要あり，その際，機構の評価の目的，それからこれまで蓄積した評価ノウハウを最大限に活かしていくことや，機構の評価が，国立大学法人評価委員会による国立大学法人の業績全体の評価の一環としても位置付けられるものであることなどにも留意が必要であるということが提言されております。

それから，国立大学法人においては，中期目標・中期計画の達成状況の評価と併せて，同時に機構の機関別認証評価を受けることを希望する場合があることが考えられることから，そのような大学の負担を軽減するため，両者の評価において手続や評価項目など，共通化できる部分は共通化するなどの工夫を行うことが必要であるといった提言をいただいております。

また，大学共同利用機関法人についても，基本的には国立大学法人と同様の枠組みで評価を実施することが適当であるということが提言されております。

それから，資料6先程中期目標の構成につきましては簡単にご説明申し上げましたが，国立大学法人と大学共同利用機関法人とでは，若干中期目標の構成内容が変わっております。

の部分，国立大学法人では，大学の教育研究等の質の向上に関する目標ということで，教育に関する目標，研究に関する目標，その他の目標という3つの枠組みになっておりますが，大学共同利用機関法人におきましては，研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標として，まずは研究に関する目標，それから共同利用等に関する目標，教育に関する目標，その他の目標という構造になっております。

具体的には参考ということでその記述例を添付しております。これは15年の7月に文部科学省から各大学に対して，示された構成の例示でございますが，これを参考にしながら各大学等において中期目標・中期計画の作成がなされた資料でございます。

中期目標，あるいは中期計画の中に細かい部分まで記述がございますが，これにつきましては，ベースとしては盛り込んでいただく基本的な内容であり，その内容等につきましては，各大学の特性等に応じて様々に工夫が可能となっております。

作成された中期目標等は，文部科学省のホームページでも公表されておりますが，これを見ますと，おおむねほとんどの大学がこの構成に基づき作成がなされているところでございます。

これらを踏まえまして，資料7をご説明させていただきたいと思っております。この資料は，本委員会におきましてご検討をお願いしたい事項を，検討事項案として整理したものでございます。

まず，検討の前提といたしまして，既にご説明申し上げておりますが，国立大学法人の評価の目的というものを踏まえるということ，また，国立大学法人法で記述されております評価の枠組みを踏まえるということが重要であると考えております。

こういったものを踏まえまして，その四角く困った評価の前提以降に具体的なものを少し挙げさせていただきます。

まず、評価の基本的方針・考え方といたしまして、中期目標に即した評価というものを掲げております。国立大学及び大学共同利用機関の教育研究に関する中期目標の達成状況を明らかにするということが基本であること、また、国立大学等の教育研究の個性の伸長に資するということが重要な視点であろうということを考えますと、各大学の教育研究の特性、あるいは地域性、その他の特性を踏まえて定められております中期目標に即した評価、こういったものが非常に重要であると考えおります。

それから、自己評価に基づく評価ということで、これは機構が、あるいは、この委員会からお示しいただく評価の枠組みに基づいて、各大学等が行う自己評価を分析し、その結果に基づき評価を実施するということが適当ではないかと考えております。

その基礎としましては、国立大学等の教育研究の個性化や質的充実に向けた主体的な取り組みを支援・促進するということ、また国立大学等の自主性・自律性を尊重するということが重要であると考えております。

それから、評価の実施方法についてご検討いただきたいと考えております。国立大学法人法の第三条において、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮するということが示されているわけですが、そういったことから国立大学等の教育研究の特性を踏まえた評価という事項を挙げさせていただいております。

それから、評価対象組織を挙げさせていただいております。中期目標が各法人単位で定められているということを踏まえれば、法人単位での評価が基本ではないかと思えます。

それから、評価内容ですが、国立大学法人法における評価の原則は、中期目標の達成状況の調査分析を行うことですので、本委員会をお願いいたします教育研究の評価においても、同様の考え方で検討が必要であると考えております。

また、その際、達成状況の評価における研究水準をどう取り扱うかということについても、検討が必要であると考えております。

それから、評価方法ですが、これまで機構が実施してきた試行的評価を踏まえれば、大学等から自己評価書の提出を受け、その書面調査、あるいはそれを補完する形の訪問調査というような形で行うことが考えられるわけですが、先程中間まとめの内容をご紹介申し上げましたとおり、効率的な評価の実施という視点も踏まえながらご検討をお願いしたいと考えております。

また、研究内容のところでも申し上げましたが、中期目標の達成状況をどのように捉えていくかというような点も、非常に重要であろうと思っております。そういった観点からのご検討をお願いできればと考えております。

それから、これは手続的な話ですが、評価結果を確定する前に、評価内容に関する意見申し立ての機会を保証していくということは、重要な視点だろうと考えております。

それから、評価の実施体制ですが、評価組織の整備とその構成、また、評価者の確保ということについてご議論いただきたいと思えます。評価結果を、次期中期目標・中期計画の内容や運営費交付金の算定等に反映させるということが考えられるわけですが、そうなりますと公平性の観点から、全法人一斉に評価を実施するということことが重要であり、そのための組織体制、この委員会に今後どういう評価のための体制を作っていくかというようなことを、検討していく必要があるかと考えております。併せて、評



評価者をどのように確保すべきかという点についても検討が必要であると考えております。

それから、評価の結果の公表ですが、独立行政法人大学評価・学位授与機構法においても、国立大学法人評価委員会から評価の要請があった場合は、遅滞なく評価を行い、その結果を対象大学等に提供するとともに公表すると定められております。どのような形態で結果を取りまとめていただき、また公表するかということも検討が必要であると考えております。

それから、評価のスケジュールですが、評価の実施時期、実際スケジュールについても、全法人を一斉に評価するという視点から検討が必要であると考えております。ただ、この評価の結果を次の中期目標・中期計画の策定に活用していくことを踏まえれば、例えば中期目標期間6年間の、5年目あたりで評価を行っていくようなスケジュールが想定されるのではないかと考えているところです。

それから、その他といたしまして、大学の機関別認証評価との関係、また、評価の透明性、客観性を確保する観点から、情報公開法等に基づく開示請求への対応の考え方についても、ご検討が必要ではないかと考えております。よろしくご検討をお願いします。委員長 まずご質問からいただきたいと思えます。

私は、やはりこの2種類の評価、すなわち私どもの担当する評価と、機関別認証評価との関係というのが非常にわかりにくく、実施の段階では相当の困難が発生するのではないかとということがとても気になっております。と申しますのは、私どもの評価の場合にはやはり段階的評価は不可避だと思えます。しかし、認証評価は、場合によればミニマムリクワイアメント（最低要求）の確保ですので、そういう性格ではなくても十分できるわけです。なるべくなら共通にした方がよいのですが、あまり認証評価制度の方に引っ張られてしまうと、私どもの評価の詳細の策定が崩れるのではないかと思えます。認証評価については、法人評価の実施も勘案していただくというのが肝要ではないかと感じております。

委員長 認証評価機関が幾つかできてくると思いますが、そちらの方が参考にすることとはよろしいのですが、この機構自体の中で2つの仕事をやるとしたら、それをどのように切り分けておくかという、大変重要なご指摘をいただきました。これから検討する段階で混乱のないようにご議論を進めたいと思えます

物理的な問題が非常に気がりですが、具体的に言うと、1年以内に100近い大学の評価を一斉にするということは、詳細はこの委員会で決めるといたしましても、簡単なシミュレーションは既に機構の方でおやりになっているのではないかとと思うのですが、およそ何人ぐらいの評価者が動員されて、それで何カ月ぐらいの時間でそれがやれるのか、つまり物理的にある程度可能な範囲かどうかというシミュレーションをお聞かせいただけたらと思えます。

大変難しいご質問を受けたわけですが、機構でも、3年間実施いたしました試行的評価のノウハウを活かしてフィージビリティ等については検討したことがあります。試行的評価で行いました方法をそのままこの法人評価に取り入れるということになると、大変な労力がかかってくるわけです。どこをどのように効率化していくかということが大変重要であると思っております。

この議論が大変難しいのは、実は研究水準をどのようにこの評価の中で考えていくかということが一番の課題でございます。試行的評価の際は、研究水準評価を個別の研究者の業績をもとに判定いたしましたので、その部分に大変な労力がかかったという経験がございます。同様の趣旨で評価をやりますと、例えば1,000人あるいは、それ以上の評価者を確保した上で、7月、8月ぐらいを丸々作業いただくというような状況が出てくるわけですが、これは現実には非常に難しい話ですので、そのあたりも勘案しながら、ご議論をいただきたいと思っております。いずれにしても現実的なところを考えますと、せいぜい評価者を確保するといいましても500人、600人、そのぐらいが適当な線だろうと思っております。逆に言うと、その程度の評価者でできる評価方法を探さないといけないわけですが、評価の質という問題との兼ね合いが出てまいりますので、幅広いご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

今のことと少し関係するのですが、今後の在り方の中間まとめには、膨大な評価作業をこなす必要が生じるとあり、そのために「後述するあらかじめ収集・蓄積された評価に必要な情報・データの活用」という記述がございます。一番重要なのは、この後述の箇所です、これは抜粋ですから後述の部分がないのですが、後述の部分には、データベースを整備するということが書いてますので、できましたら、資料7の「その他」あるいは、適当な場所に、きちんと収集したデータベースとの関係で評価の内容とか方法を考えていくということ、是非検討事項の1つに入れていただけたらわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局から評価のスケジュールの説明があった際に、6年間の中期目標の評価を前倒しでやって、それを運営費交付金等に結び付けるというご説明があったと思うのですが、それは法令で決まっている話なのか、それともここで決めていく話なのか、もう一度確認したい。実際評価を行う場合には、例えば7年目の大学の予算に結び付けるとしたらいつまでにそれを行う必要があるのか、教えていただきたい。

評価のスケジュールは非常に重要なポイントであると認識しております。私どもは、教育研究の部分について要請を受けて評価を実施するわけですが、全体としては、その他の事項も含めて文部科学省の国立大学法人評価委員会において総合的な評価をすることになるわけでございます。冒頭機構長からも申し上げましたが、国立大学法人全体の評価の中期目標計画期間の評価の枠組みにつきまして、またそのスケジュールなども含めまして、国立大学法人評価委員会においてこれから議論に入るといったような状況ですので、そちらの方とも十分連携、連絡を図りながら最も相応しい教育研究評価の時期、スケジュールについてご検討を今後していただくこととなります。

一方、教育研究の評価をより適切に次期の中期目標・計画に役立てるといった観点から、逆にこちらの委員会の方から国立大学法人評価委員会に提案いただくことも当然あり得ると思っておりますが、最も重要なポイントの1つですので、この課題については十分検討していただきたいと思っております。現状ではまだそのあたりがはっきりしていないという状況であることを申し上げたいと思っております。

もう1点、期間について、ラフスケッチでもよいのですが教えていただきたい。

おそらく5年目に評価を実施して、その結果を6年目に次の中期目標・計画作りに役立てていただくということが1つの考え方としてあると思っておりますが、ただ、5年目であ

らゆる教育研究に関するものを一括して評価できるかどうかという問題なども考慮する必要があります。先程もお話がありました物理的なフィージビリティのことも含めて考えていかななくてはならないのではないかと考えております。考えられるのは、5年目に実施して6年目に反映させるということは1つの方法であろうと考えております。まだそのあたりも含めて今後の課題だと認識しております。

5年目に評価すると、最初の中期目標期間評価は6年間のパフォーマンスですね。それを4年間なら4年間のパフォーマンスでやっていくということになると、1つの措置として、最初の時だけは4年間でやりますということで整理していけばできるということですね。

はい。その場合には、いわば中間的な評価ということを経験として、もちろん最終的には法令の要請として6年間のまとまったものを、最終的な評価として出すことが要請されると思いますが、やはりその次の目標・計画、あるいは資源配分に反映させるということを考えていけると、中間的な評価というものも想定されてくるのではないかと考えております。

そうすると毎期2回やるわけですか。

委員長 私も含めまだ、誰もよく分かっていないことだと思うのですが、7年目の予算を決める時に6年までの業績を使って決めるということではないか。

つまり次期の中期目標期間というのは22年度からスタートするわけですが、その概算要求は各国立大学法人が21年度中に出さなければいけないということになるわけです。

委員長 具体的にできるかできないかはともかく、オフィシャルに考えていることは、6年目までの業績を使って7年目の予算を決めていくと理解してよいですね。

第2期中期目標期間中の予算、運営費交付金は22年度からスタートいたしますので、その概算要求というのは21年度、6年目に行う必要があるということです。そのためにそれに反映させる評価をいつ行うかということが課題ですが、これは先生が今仰ったオフィシャルというところではまだないということです。まさにこれから国立大学法人評価委員会の方でも、またこの委員会でもご検討いただくということであろうと思います。

委員長 まだよく分からないのですが、色々な議論が行ったり来たりして決まってしまうと思いますが、2度の評価は多分できないと思いますし、それからあまり変な時期を決めると国立大学が納得しないと思いますので、そこをきちっとルール化していかないといけないのではないかと思います。国立大学を含めて大騒動したものが1回目でもまた騒ぎに戻るのでは問題ですから、そこは是非みんなが分かるルールに国立大学法人評価委員会は是非我々にも少し早目に分かるようにお知らせいただき、そして我々も考えるということにさせていただきませんか。

資料7の検討項目の案の中で、評価の実施体制のところでは評価者の確保について、先程数の問題で500人になるのか1,000人になるのかはともかく、ものすごい数が出てくるわけで、是非この委員会で検討しておかなくてはならないと思います。また、その数の確保もさることながら質の問題も重要です。質と言ったら大変失礼かも知れませんが、やはり今回の評価というのは法人にとって重大な影響を持つわけですから、現場が納

得できるような評価をやらなければならない。そうすると、それだけ多数の方を確保した上でしかるべき訓練をする必要がありますし、マニュアルも整備するとか、色々なことがあると思いますが、結果が十分受け入れられるようなことをしなければ、それが結局、大学の自主性・自律性の尊重ということに関連してくると思います。絶対的な尺度で一斉に評価をするわけではなく、各大学が作成した中期目標・計画に沿って自己点検・評価をし、それをチェックするというのをやるのは相当大変な仕事だと思しますので、是非評価者の確保という議論をする時に、質の問題も併せて検討しなくてはならないと思います。

委員長 評価者の数と同時に質がかなり大切だということです。広い領域が見渡せて、かつ学問がきちんとできた人の数はそんなにいないのではないかと思います。今のお話にもありましたようにあらかじめフォーマットを作ってトレーニングするという事は、あらゆる場合に重要なことで、特に最初ですからその辺の合意が要るのかなと思います。

付け加えさせていただきますと、そういう立派な方はそれぞれご自分の尺度を持っていらっしゃるのですが、その尺度でやっていただくのが本当の目的ではないわけです。ですから、それが大変難しいと思うのですが、そこを何とかしていただきたい。

これまでの試行的評価においては、各大学の1つの学部等を取り出した評価だったと思います。その経験と、これから大規模に行われる、国立大学法人という大きな枠組みになった場合とでは随分違うのではないかと。大学の経済学部、医学部、文学部というような個々に列挙されたそれぞれの評価を積み上げて、その結果どのように大学を評価するのかというのは、次元違った形ではないかと思えます。前回の評価のとおりやっていくと、100以上ある大学の、さらに学部等まで含めるとものすごい大変な作業になると想像されます。学部等の評価ということと国立大学法人の評価ということが整理されるのかということがよく見えないことと、国立大学法人評価そのものは中期目標に対する評価ですが、認証評価というのは、各認証評価機関が自ら定める評価基準に基づく評価ということで別のものだと思うのですが、大学機関別認証評価というのは、認証評価機関が複数できるというようなお話の中で、その他の認証評価機関がどのような評価基準を提示するかというようなことについては、何か情報があるのでしょうか。

委員長 例えば大学基準協会がそういう基準を持っておりまして、今度認証評価機関として認証されました。

今のご質問は、幾つかの認証評価機関ができるが、評価基準は別々でよいのかということでしょうか。

現実的にその評価基準はどうなっているのでしょうか。他の認証評価機関ではこのような評価基準を採っているとか、例えば、Aという認証評価機関と、Bという認証評価機関がある場合、現状はそれぞれの認証評価機関の評価基準は別々であるのか、もしくは、同じような評価基準であるのかというようなことがよく理解できていないので、もしA機関とB機関とでは評価基準がこんなに違うんだ、あるいは大して違わないのかということを知りたいと思います。

それぞれの認証評価機関が自分たちの評価体制や評価基準を文部科学省に提出して、文部科学大臣の認証を受ける。評価基準が異なっても文部科学大臣が認証したらそ

の評価基準で評価を行うという仕組みになっているのではないかと思います。内容は違ってくるが、文部科学大臣に認証されているということなのでしょう。

制度的には認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けるためには各々評価基準を定めなければなりませんので、別々の評価基準が存在すると理解していただいて結構だと思います。しかし、学校教育法や教育の目的との観点から逸脱する基準ではないと思いますので、大体似たような評価基準になるとは思いますが、評価のやり方や内容に特色を持った制度ができるようになっております。

大学基準協会は既に認証評価機関としての認証を受けております。機構では別の委員会（機関別大学認証評価委員会）で検討を進めていただいております。現在基準案がほぼ固まったところでございます。近々文部科学大臣に申請し、その認証を受けるという準備を進めております。

認証評価は、認証評価機関としての認証を受けようとする機関が、それぞれ独自に特色を打ち出しながら評価基準を設定するという仕組みでございます。機構におきましては、特に教育を中心とした評価を十分踏まえるということ、各大学の自己評価を十分踏まえた形でそれぞれの各大学の特色、目的等をどのように教育活動に反映させているか、そうした視点で評価基準を設定し、評価を行うという仕組みで評価基準を設定し、申請をしようとしております。

只今、ご指摘がございましたように各認証評価機関では、制度的には全く同じ作りですが、それぞれ特色を持った形で評価基準が設定されるということです。この国立大学教育研究評価委員会におきましても今後の検討材料として認証評価との比較なども含め参考としていただきたいと思います。

ご質問の試行的評価との関係についてですが、機構では平成12年度から平成14年度の3年間、試行的評価を行ってきたわけです。試行的評価においては、分野別の教育、あるいは研究の評価、そして全学テーマ別の評価という3つの視点から評価を行ってまいりました。

分野別の教育・研究評価におきましては、1年目は理学と医学、2年目は法学、教育、工学、3年目は人文、経済、農学、総合科学という分野について、大学の学部、研究科を対象に評価を行いました。これは分野ごとの評価のノウハウを蓄積するというところで、我々としても大変勉強になったところです。その他、全学テーマ別評価ということで、1年目は教育サービス面における社会貢献、2年目は、研究活動面における社会との連携及び協力、教養教育、3年目は国際的な連携及び交流活動ということで、広く全学を視点に評価を行ってまいりました。以上のような試行的評価のノウハウを活かしながら、今度の法人の評価にも活用していきたいと考えております。

今までの評価は試行的評価と言うのはよいのですが、ではあの試行は何の試行だったのかといった場合に、大学の改善とアカウンタビリティという2つの目的を基に、評価の本格実施のための試行を行ってきました。これは、現在の独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する評価とは質的に違うものが入っているわけです。つまり我々は試行的評価がそのまま国立大学法人等の評価に活かされるわけではないということをしっかり認識する必要があるわけです。

今後の機構の評価事業の在り方に関する検討会議において、中間まとめという形でま

とめられたものの中では、中期目標・中期計画達成度状況の評価は、全大学一斉に実施せざるを得ない状況になっているということ、運営費交付金の算定にも反映させるということが提言されております。しかしこれはご指摘があったように、違う質の評価になってきているわけです。

ところが、色々検討しても何が新たにできるかという点、「現行の評価を基本的に活かしつつも、評価項目等の精選、後述するあらかじめ収集・蓄積された評価に必要な情報・データの活用、評価結果のまとめ方の工夫」、結局はこれしかないのです。これ以上のことが改めて検討委員会を開いても出てくるかどうかは疑問です。今まで行った分野別の試行的評価の方法をさらに今後中期目標・計画の達成度評価で行うとすれば、大学はパンクしてしまいますので、不可能と思った方がよいわけです。そのことを踏まえてデータベースの構築と、これは、機構が勝手にできないので大学と協力して作っていくということが提言されております。したがって、大学との協力によるデータベースの構築状況を把握しながらでなければ、いくら検討委員会を開いてもやはり先に進まないということになると思いますので、その点をお聞きしたいと思います。重点は大学情報データベースの構築にあるということで、その点をご報告いただいた方がよいかと思えます。

評価の検討に当たっては、確かに質的な面、それから量的な面、双方から検討を進めていただく必要があるかと思えます。それから、データとの関係、これは試行的評価の際にも機構、各大学双方におかれても大変苦労した状況がございました。以上のような点を含めまして、機構としてはこの評価にも活用できるツールとして大学情報データベースの構築を現在検討し進めているところでございます。

この大学情報データベースは、去る8月3日に説明会を各国立大学、大学共同利用機関を対象に開催し基本的な目的や構成要素等につきましてご説明申し上げたところでございます。

データベースの目的としては3つ挙げております。1つは、各大学等の教育研究の質の向上に資するという点、それから国際社会にも対応するという点、最後に、国立大学法人評価、あるいは認証評価といった第三者評価にも対応した作業負担の軽減にも資することを、挙げております。

項目等につきましては、例えば大学の基本的なベースとなる組織、施設、あるいは学生、教職員、教育のプログラム、研究の業績活動に関するデータ等々、実際今考えられる項目をご提示申し上げたところですが、現在各国立大学、大学共同利用機関からご意見をいただいているところでございます。

機構では今後様々なご意見を参考に、内容に一部修正を加えていくという作業を行っていくわけですが、作業状況につきましても、適宜この委員会でご報告申し上げ、評価の効率化という観点からのご議論にも是非参考にさせていただきたいとも考えております。

大学の負担を考えて、認証評価と国立大学法人評価をできるだけ共通化するという点とはとても重要なことだと思います。しかし、国立大学教育研究評価委員会が行う評価については、教育研究活動等ですので、試行的評価の中にもあったようなイメージができておりますが、認証評価が行う評価の内容のメインは教育ではないでしょうか。もし

こう解釈しましたら、ここで言う評価の内容と申しますか、項目と申しますか、フィールドと、認証評価機関が行うであろう認証評価というものの重なり方が、必ずしも同じような広がり重なっているとは思えません。そういう解釈をするのは私の基本的な誤認でしょうか。

資料5をご覧くださいと存じます。法人評価と機関別認証評価の相違点について整理したものでございます。法令上、国立大学法人評価において機構が要請されている評価の範囲は教育研究の状況についてということで、いわゆる管理運営面、財政面については対象外となっております。一方で、機関別認証評価につきましては、学校教育法に新たに盛り込まれた条項によりまして、大学の教育研究等、「等」とはすなわち、組織や運営や施設及び設備の総合的な状況についても評価を実施するというので、評価対象範囲が大学の運営全般に渡って位置付けられているということです。

委員長 我々がこれから委員会としてやらなければならないのは、枠の大きさから言えば全体の認証評価でやるところの部分集合の中に入ってしまったのだということです。

総合大学と、単科大学の評価をどのように並べるのかということが、そもそも国立大学法人評価をする場合、宿命的なある意味では欠陥構造になっているわけです。各大学によって記述されております中期目標の各項目についても、全学的視点での表記に限られています。そうすると、総合大学の全学的視点に書かれた目標の書き方と、単科大学では全学的目標はイコール一学部の目標となっているわけです。我々はここに書かれた目標に従って評価をするわけです。となると、特に教育研究評価という点で言いますとおかしいこととなります。

要するに例えば総合大学では、目標に書かれているものは全学的なものだけです。教育研究評価をする場合には、各学部、学科等を見ないわけにはいきませんが、それは中期目標には書かれていない。しかし、我々が評価をする際には、各学部、学科等まで見ないわけにはいかないわけです。そのためには、やはりそれに資するだけの毎年毎年の実績のデータベース化をなるべく進めて、それを蓄積して見ることによってある意味では省力化して、かつ全体の評価をできるように持っていかなくてはならないわけです。それが大学評価・学位授与機構にとって準備作業として大変大きな意味があると思います。

また、国立大学法人評価委員会でもかなり真剣に受けとめ、文部科学大臣を通じて、そのようなお話を各国立大学にお知らせをしてお願いをしている状況と私は理解しておりますが、その準備状況がどう進むかによって、非常に我々の評価が実質的に、効率的に動くかどうかの鍵になるのではないかと感じております。おそらく評価機構とすれば、その辺のことを一生懸命やっていたかといけないことになるのではないかと、個人的に理解しております。

委員長 学校教育法の52条で「大学は」と書いてあります。「大学は」と言いましても、旧制の総合大学から、医科大学、工学系大学、それからもっと違った体育大学、芸術大学と、全部評価のスケールは違うはずで、それを国立大学法人評価という1枚の看板で評価を行うとすると、今ご発言のあったような問題が起こってきます。これは本委員会だけではなく、日本の大学すべてに係わっている問題だと私は思いますが、

きちっと仕分けてやらないと評価を受けた方もご不満でしょうし、納得していただけないと思います。

特に巨大な旧制の大学は、小さな大学を10集めても足りないくらい大きいですから、そこをどうするかという問題は、この国立大学教育研究評価委員会でもきちんと議論を続けさせていただくということでもよろしいでしょうか。機構でもどうやって処理したらよいかというあたりを、よく腹案を練っていただいて、最大限受け入れられる案をきちんと作るということでもよろしいでしょうか。

我々の役割として国立大学法人等の評価は、中期目標に沿って行うということですので、認証評価を絡めると非常に話がややこしくなります。我々の国立大学教育研究評価委員会は中期目標の評価をベースにした評価だとすると、初めから目標値を低くしておけばクリアするのに決まっているのですから、目標のレベルをどうするか、目標値の質をどうするかというのは、大学が出してきた中期目標に応じてと言った場合には、低く出して綺麗にクリアしましたというのと、高いことを設定したためにクリアできなかったというのをどう考えたらよいか、その尺度を我々が持ってよいのか持てないのか、これもやはり重要な議論点になると思います。

したがって、少なくともこの規模の大学だったらこのくらいのことはしておくべきではないかというような表現で、目標自体が問題ではないかという話もきっと出ると思います。これは我々が言ってよいことかどうか分かりませんが、是非機構の方で、若干の情報を集めておいていただけるとありがたいと思います。

それでは次にこれら様々な問題を整理して、ある程度こんな形で議論したらよいのではないかということをご検討いただくワーキンググループの設置についてのご議論いただきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

本委員会における様々な課題についての論点の整理をしていただくためのワーキンググループの設置についてお諮りいたします。

資料8をご覧くださいと思いますが、先にご審議いただきました会議の公開に関する取り扱いと同様、機構の委員会、この委員会の規則第6条に基づきまして設置をしたいと考えております。

目的といたしまして、ワーキンググループにおいては国立大学、大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価に関して、基本的な方針を踏まえた評価の方法、あるいは実施体制等に係る論点整理、またそれに関する具体案、その他付随する事項につきまして整理をし、この国立大学教育研究評価委員会における検討材料としてご提供させていただくこととしたいと考えております。

構成等の考え方ですが、構成員は委員長が指名する委員、あるいは専門委員、10名程度で構成してはどうかと考えております。

ワーキングには主査、また主査代理を置いて、主査については委員長からご指名をいただいております。また、主査代理は主査の方からご指名をいただいております。

議事についてですが、ワーキンググループは主査が招集し、議長となるということ。それから、構成員の過半数の出席をもって会議を開くということとしております。

ワーキンググループの設置期間ですが、幅広い検討事項があるわけですが、国立大学



法人評価については、各大学、大学共同利用機関の関心が大変高いということもございますので、一応年度内を目途に、この委員会として一定の評価の枠組みの取りまとめをいただきたいということを考えておりますことから、今年度末までの設置期間を設定したいと考えております。

ワーキンググループの構成員の人選につきましては、設置のご了承をいただければ、委員長とご相談申し上げたいと考えております。その際、専門委員につきましても必要に応じて何名かお願いしてはどうかと考えております。

委員長 ワーキングの設置については目的のところに3つ書いてありますが、大きく分けて2つ、まず論点整理、問題点を明らかにしていただいて、できるならばその中である種のリコメンデーション（推薦）をいただければありがたいと思います。実施体制に係わる具体案というのは、いつ何のために誰がやるかなど、全然決まっておられませんので、情報を集めつつ、いつ頃までにどんなことをしなければならぬのだろうかという、おおよその目途を付けていただかなければなりません。したがって、問題点を洗い出し、できればその中の優先順位もご提案をいただければベストでございます。そしてそれがどんな具合に展開するかというおおよその見通し、パースペクティブ（展望）を我々が持てるような議論をしていただけるとありがたいと思います

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案のとおり設置することといたします。主査は委員長が指名するということになっておりますので、北原先生、申し訳ありませんが、是非お願いしたいと思えます。お引き受けいただけませんかでしょうか。

お引き受けすることにいたします。

委員長 北原先生とご相談して、どなたにワーキンググループのメンバーになっていただいたらよいかということを決めさせていただきます。また専門委員につきましても、ご相談いたします。人選が固まり次第、遅滞なく先生方に事務局からご連絡申し上げてご了解をいただくということにいたします。

次回の委員会は、ワーキングの議論がかなり進行したところで開かれると思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局からご説明願います。

今後のスケジュールですが、資料9をご覧くださいと思います。本委員会といたしましては、本日の他、可能であれば年度内にあと3回程度は開催したいと考えております。

只今お認めいただきましたワーキンググループにつきましては、構成員が確定次第、早速開催して、本日も議論いただきました内容も含めて、様々な視点から論点を整理していただきたいと考えております。また、その状況につきましては、適宜本委員会の方に報告してまたご議論を深めていただくということをお願いしたいと思います。

文部科学省に設置されております国立大学法人評価委員会とは、連携して検討を進めていく必要がありますので、適宜我々の国立大学教育研究評価委員会におけるご議論の基本的な方向性等につきまして、報告が必要になる場合がございます。今後、文部科学省の委員会の総会等が開かれる場において一定の報告が必要となった場合には、できれば委員会を開催し、その状況を踏まえてということがベストですが、必要に応じてワー

キングにおける検討状況について、委員長の了解を得ながら報告をさせていただくことがあるかと思しますので、ご了承いただければと思います。

また、全体のスケジュールですが、これもまた文部科学省の検討状況に応じて若干変動があり得るということをご了解いただければと思います。

次回以降のスケジュールは、改めまして先生方に日程等をご調整をいただいた上で別途お知らせを申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
委員長 我々に検討を依頼した依頼主は文部科学省の委員会ですので、途中経過を報告するという事を事務局を通じて行うことをご認めいただきたいと思います。

本日は大変多様な面からご議論を賜りましてありがとうございました。第1回でございましたが、相当本質的な問題が出てきたのではないかと思います。

また、いつ評価を行うことになるのかという評価の実施時期についてのご質問がございましたが、先行独立行政法人の様子を見ておりますと、やはり中期目標期間の終わります1年前が一般的な姿になっているようです。もちろんここでのご検討次第ですが、やはり国立大学法人の場合、大学共同利用機関も同じですが、5年目だろうかと考えております。

委員の皆様のご指摘がございましたように、一斉に評価ができるのかという問題が出てまいります。結論的に申し上げますと、やはりデータベースの構築以外にないということでございます。ただ、これは非常に微妙でして、データベースを作りますよということをご大学に申し上げますと、それが直接法人評価に結び付くのではないかと問題が出てまいりまして、大学によって相当リアクションが異なっております。私どもとしてはデータベースがないと評価できませんので、その辺で今、一生懸命大学に対して啓発活動を行っております。データベースの構築ということに全力を挙げて、機構としては努力していきたいと考えております。

それから、認証評価についてですが、今のところ私どもと、それから大学基準協会、もう一つ、私立大学協会が準備中でございます。民間でも若干噂がありますが、多分大学認証評価機関は3つになるだろうと思われれます。

この認証評価機関の評価基準そのものは、正直申し上げて別々になるだろうと思われれます。学校教育法という根拠法令がありますから、別々とはいえある程度ターゲットを絞ったものにはなるのではないかと考えられます。

ただ、評価の国際的な通用性が一番問題となります。これは、日本の中だけで済む問題ではなくなっておりますので、その辺のことを各認証評価機関は相当意識しながらやっつけていかなければならないかと考えております。今後とも少しでも日本の大学の質の向上が図られるような評価ができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。どうも本日はありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。それでは、これから長い道のりが始まりますが、どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

了